

会 議 録					
行田市教育委員会 平成30年 第4回 3月定例会					
招集年月日	平成30年 3月26日(月)	開会場所	行田市教育委員会 2A会議室		
開閉の時刻 及び宣言者	開会 3月26日(月) 午後 2時00分 閉会 3月26日(月) 午後 4時15分	教育長 森 郁子 教育長 森 郁子			
教育長	森 郁子	教育長職務代理者	岸田昌久	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	森 郁子				
2	岸田昌久				
3	鹿山高彦				
4	増田雅久				
5	大久保英子				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長	門倉 正明	書記長 諸貫 忠秋 書記次長 川鍋 和史 書記 白井 克典			
生涯学習部長	吉田 悦生				
学校教育部次長					
兼学校教育課長	佐藤 明彦				
教育総務課長	諸貫 忠秋				
学校給食センター所長	満井 房子				
教育研修センター所長	春田 盛男				
ひとつくり支援課長	石川 隆美				
スポーツ振興課長	細谷 博之				
文化財保護課長	中島 洋一				
郷土博物館長	萩原 康弘				
教育文化センター所長					
兼中央公民館長	風間 重文				
図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長	磯貝 和実				

	会議事件名	顛末
<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第15号 平成30年度行田市教育 行政重点施策について</p>	<p>市民憲章唱和</p> <p>教育長 今回は、議案14件、日程第1・議案第14号は、人事案件であることから非公開とし、その他の案件は公開としてよろしいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 日程に先立ち、2月定例会及び臨時会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長 2月定例会及び臨時会、会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、行田市教育大綱を踏まえて作成しているものだが、平成30年度は、事務事業の点検評価を念頭に、事業の概要や目標数値をあらかじめ設定するなど、内容の見直しを図っている。 委員には、事前に素案を配布し、確認していただいたの意見をもとに修正したものが、本日の案となっている。 はじめに全体の構成で、冒頭に記載していた目次については、かえって見づらくなってしまっていたことから、これを削除した。また、大綱の基本方針はまとめて目次の次に記載していたが、本文の冒頭に移動している。 表紙をめくっていただいたページから本文となっており、8つの大綱基本方針の順で、◎が最重点事業であり、点検評価の対象となるもの、○は重点事業として掲載はあるが、点検評価</p>

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>の対象外となるものである。</p> <p>はじめに、表題に「平成30年度行田市教育行政重点施策から削除・変更した事業」とある資料の「1 削除」は、29年度記載のあった事業のうち、削除した事業が19事業で、理由は、継続事業であり、常に一定の効果が見込まれる事業及び29年度の単年度事業であり、記載のとおりになる。30年度に新規追加した事業は、本文の事業名の後に「新規」と記載している7事業である。</p> <p>次に、「2 変更」について、「基本方針3 学びの環境にあふれる生涯学習の推進」のうち、1-①生涯学習機会の充実の項目にあった「行田市民大学の開催」については、②生涯学習によるまちづくりの推進の項目に移動し、その下の③生涯学習支援体制の充実の項目にあった「行田市生涯学習ボランティア人材情報バンクの充実」と統合し、「生涯にわたり活躍する人材の育成に関する事業」に名称変更した。</p> <p>次の「行田市まちづくり出前講座の充実」は、③生涯学習支援体制の充実の項に移動した。</p> <p>次に、「基本方針4 スポーツと文化・芸術活動の振興」の、2-①文化・芸術活動の推進の項目にあった「公募行田市美術展の開催」及び「行田市文化財・レインボーフェスティバルの開催」は、統合し、「文化・芸術イベントの開催」に名称変更した。</p> <p>平成30年度行田市教育行政重点施策（案）配布後に変更した点について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業「食育の積極的推進」 <p>概要部分「食を身近に感じ、豊かな心と体を育むための「食育」を行う。」を「食を身近に感じ、豊かな心と体を育むための「食育」を行うとともに、発芽玄米の栄養価と成分が持つ効用を導入するため発芽玄米入りごはんの拡大を図る。」に変更する。</p> <p>成果を示す指標に「発芽玄米入りごはんの提供回数」を加える。</p> <p>年度目標数値の欄中に「1週間に1回程度」を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業「地場産物を利用した献立の推進」 <p>年度目標の「17%」を「18%」に変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業「多子世帯学校給食費給付事業の実施」 <p>年度目標の「支給数150」を「150件」に変更する。</p> <p>事業ごとの説明は省略し、事前にいただいた質問及びその</p>
--	--	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>回答をまとめた資料に基づき説明する。(内容別紙資料のとおり)</p> <p>今回から、記載内容を大幅に見直し、ボリュームも増加している。事前にいただいた意見をもとに修正したが、改めて意見があれば頂戴したい。</p> <p>大久保委員</p> <p>基本方針4 スポーツと文化・芸術活動の振興の、2-①文化・芸術の推進の項目にあった「公募行田市美術展の開催」及び「行田市文化財・レインボーフェスティバルの開催」は、統合し、「文化・芸術イベントの開催」との説明があったが、レインボーフェスティバルというイベントの名称もなくなるのか。</p> <p>ひとつくり支援課長</p> <p>教育行政事業としてまとめただけで、個々のイベントの名称がなくなるわけではない。</p> <p>岸田委員</p> <p>パワーアップサポーターの配置の成果を示す指標を県学力・学習状況調査の学力の伸び率とし、年度目標を県平均以上伸び率としているのに対し、第5次総合振興計画では指標を県学力・学習状況調査の正答数とし、目標値を県平均以上の正答数としている。5総振と指標が異なるのはいかがか。</p> <p>学校教育課長</p> <p>確かに5総振の指標は県学力・学習状況調査の正答数にしているが、昨今、県も一人ひとりの伸びを重要視していることもあり、伸び率を指標とした。</p> <p>岸田委員</p> <p>最終的には、5総振の目標を達成する努力をするのが我々の仕事であると考えます。</p> <p>教育総務課長</p> <p>これは、この後にある点検評価につながるものであり、5総振の目標は、このような事業を通して別に示させていただく。</p>
--	--	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>大久保委員 パワーアップサポートについて、総合教育会議での説明で配置している3，4年生の学力が向上しており、効果があると感じた。他の学年でも配置してはどうか。</p> <p>学校教育課長 パワーアップサポートは、低学年から勉強が難しくなる段階が3，4年生であることから配置している。効果がみられることから、他の学年やほかの教科についても検討している。</p> <p>岸田委員 保幼小連絡協議会について、その教育研修会に保護者が出席しているとの説明であったが、保護者も入っているのか。</p> <p>学校教育課長 PTAとして保護者にも入っていただいている。</p> <p>教育長 夏休み前に、学校から役員等に参加を促している。教職員の数から比べると少ないが参加していただいている。</p> <p>増田委員 教職員の不祥事が起こっている。教職員の資質の向上について、施策はどのようなものがあるのか伺いたい。</p> <p>学校教育課長 各学校で研究課題をもって、教科ごとに研究を重ねている。また、若い世代が増えたことから、ベテラン教師の教育力を学ぶために相互に授業参観を行うなど教育力強化を図っている。</p> <p>教育研修センター所長 市独自として希望研修会と特定研修会の2種類あり、希望研修は教科別の研修など必要な13種類の研修を、特定研修は管理職研修など9種類の研修を実施しており、29年度は年間513名が参加している。このような研修については、人事考課での校長との面談の中で、受講が必要な研修について話し合い理解した上で参加いただいている。</p>
--	---

<p>議案第16号 行田市教育委員会教育長職務代理者指定規則の廃止について</p>	<p>増田委員 それでも不祥事を防げない場合はどのように対処するのか。</p> <p>学校教育課長 教職員の不祥事については、倫理確立委員会で対応してきたところであるが、さらなる指導の強化と内容の工夫を行うとともに教育委員会主導で研修会を実施してまいりたい。</p> <p>増田委員 研修会以外に暴力等をふるってしまった教職員への個別対応はないのか。</p> <p>学校教育課長 任用の段階でそのような資質を見抜ければいいのだが、面接や論文だけでは難しい。そのような問題がある教職員については、個別での指導を強化していく。</p> <p>鹿山委員 食育の積極的推進について、食べられる部分はなるべく全部食べるようにしてほしい。例えば魚は、切り身だけではなく小魚をやわらかく調理して頭から骨まで全部食べるほうが栄養価は高いので、そのような給食の提供を取り入れてもらいたい。</p> <p>学校給食センター所長 貴重な意見をいただいた。参考にさせていただく。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が平成27年4月1日に改正され、教育委員会委員の中から教育長が職務代理者を指名することとなっている。それ以前は、教育長職務代理者は、教育委員会事務局職員の中から指定することとされ、</p>
---	--

<p>議案第17号 教育長の権限に属する事</p>	<p>本規則を設けていたが、法律で規定され、規則が不要となっていることから、これを廃止しようとするものである。</p> <p>なお、法律改正後の教育長職務代理者については、法第13条第2項の規定により、現在、岸田委員を職務代理者に指名している。</p> <p>大久保委員 以前から岸田委員が職務代理者となっていたが、その時に改正がなくて今行っているのか。</p> <p>教育総務課長 規則の廃止漏れである。</p> <p>岸田委員 教育長が常勤の特別職になり、職務代理者である教育委員は非常勤特別職であることが全国的に問題になっている。その点についてどのように考えているか。</p> <p>教育総務課長 岸田委員ご指摘のとおり問題があるが、教育長が特別職になった段階で、事務を取り仕切る者は部長になっている。市長部局とも協議しており、方針など教育委員会の権限に属するものは、職務代理者をお願いすることとなるが、事務全般については部長以下で取り扱うように進めている。</p> <p>岸田委員 行田市に限った問題ではない。支障のないように進めてほしい。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、市長部局において所管している「市長の権限に属す</p>
-------------------------------	--

<p>務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部改正について</p>	<p>る事務の補助執行に関する規程」の改正等に伴い、これまで、教育長が委任していた事務が変更となることから、また併せて「地方行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う引用条項の変更など、所要の改正を行うものである。</p> <p>第1条は、本規程の趣旨を定めるもので、法律から引用している条項を改めるものである。</p> <p>第2条は、学校長に対する委任事項で、改正前に第1号で定めていた支出負担行為事務について、市長の補助執行の規程が改正され、教育長ではなく、教育委員会事務局職員が補助執行にあたることとなるため、これを削除するものである。</p> <p>次に、第3条は、教育研修センター所長他、教育委員会の所管に属する施設・機関の長に対する委任事項だが、課長に相当する職については、教育委員会事務決裁規程により、市長部局の事務専決規程を準用しているため、所属職員の服務や会計手続、定例的な事項については、本規程で定める必要がないことから、該当する号を削除しようとするものである。</p> <p>附則として、この規程は、平成30年4月1日から施行するものである。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p>
<p>議案第18号 行田市教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部改正について</p>	<p>教育総務課長 本案は、個人情報保護法の改正に伴い、行田市個人情報保護条例が本年3月に改正されたことにより、所要の改正を行おうとするもので、法律の改正内容は、主に電子的な記録やマイナンバーなど個人識別符号の取り扱いに関するものだが、委員会規則の改正については、引用している条例において条文が削除され、条ずれが生じたことに対応するものである。</p> <p>第1条は規則の趣旨を定めるものだが、条例において「この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める」と規定されている条項が第39条から第35条に改正されたため、引用する条項を改めるものである。</p> <p>第2条は、「実施機関は、個人情報保護管理責任者を置かなけ</p>

	<p>議案第19号 行田市教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則の廃止について</p>	<p>ればならない」と定める条例の条項が、第11条第3項から第10条第3項に改められたことへの対応になる。 附則として、この規則は、公布の日から施行するものである。</p> <p>鹿山委員 議案について質問はない。個人情報について、USBメモリーやタブレットなどの紛失などによる漏えいに充分注意してほしい。</p> <p>教育総務課長 現在、学校で使用している児童用のタブレット端末については、使用した後電源を切ると、すべてのデータが消去される設定になっている。教師用についてもパスワードを設定しており、またサーバーにはファイアウォール等の対応も行っている。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長は常勤の特別職とされたことから、勤務時間をはじめ、休日・休暇、職務専念義務の特例については、市長部局において条例で定められている。 そのため、一般職の職員の例を準用している、教育委員会所管の本規則を廃止しようとするものである。</p> <p>鹿山委員 これは、教育長職務代理者には当てはまらないのか。</p> <p>教育総務課長 教育長についての規定であり、教育長職務代理者には適用されない。</p>
--	--	---

<p>議案第20号 行田市学校運営協議会委員の委嘱・任命について</p>	<p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、行田市学校運営協議会規則に基づき、去る12月定例教育委員会の承認により平成30年度から協議会を置く学校として指定した、小学校11校、及び中学校5校において、新たに運営協議会委員の委嘱または任命を行おうとするものである。当該学校の校長及び教職員は任命、その他の保護者や地域住民につきましては委嘱となる。</p> <p>学校から推薦のあった205名に委員に就任いただくが、2ページ以降が学校ごとの選出委員の名簿となっており、任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間となる。</p> <p>名簿の次の集計した資料について、表面は、学校ごと、選出区分別の人数の集計で、上段が平成29年度、下段が今回委嘱しようとする平成30年度の内訳となっている。裏面は、選出区分、年齢、性別による平均の人数と構成比を集計しており、複数の学校の委員に重複して選出されている方が30年度は25名おり、延べ人数205名に対し、実数は180名となる。</p> <p>また、校長及び教頭については、退職又は人事異動による変更が生じるが、その場合には、後任者がその任あたることになる。</p> <p>増田委員 重複の委員がいるとの説明であったが、それは意図的かそれとも偶然か。また、男女の比率で女性が少ないと思われるが今後の方向性を伺いたい。</p> <p>教育総務課長 重複について、委員は、各学校から推薦いただいた方で、地区の役員を同じ小・中学校区で選出されている方は、小・中それぞれの学校から選任されていることがある。また、校長、教職員については、小学校・中学校の連携のためによるものであ</p>
--	---

<p>議案第21号 行田市立小・中学校管理規則 の一部改正について</p>	<p>る。女性の比率が少ない点については、特に意図したものではなく、各学校からの推薦の結果である。</p> <p>教育長 同じ小・中学校区の地域住民については、小中一貫を目指し、意図的に選任している場合もある。</p> <p>何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育課長 本案は学校教育法の改正に伴い、事務職員の職務内容について、「事務に従事する」が「事務をつかさどる」となるため、当該規則の一部を改正するものである。</p> <p>今回の改正は、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直すことにより、管理職や他の教職員と適切な業務の連携・分担の下、その専門性を活かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理することにより、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すものである。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p>
<p>議案第22号 行田市立小・中学校職員服務 規程の一部改正について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育課長 本案は、埼玉県の「職員の育児休業等に関する条例」及び「職員の育児休業等に関する規則」が改正されたことに伴い、様式の整備を行うものである。育児休業承認請求書の様式の変更で、非常勤職員の育児休業について、現行では、1歳6か月までとなっていたが、改正後は、必要と認められる場合は最長2歳までと改めるものである。</p>

	<p>議案第23号 行田市立小・中学校における ハラスメントの防止等に関する要綱の制定について</p>	<p>鹿山委員 改正部分で、「2歳までの子の育児休業」とあれば、その前の「1歳6か月まで」の記載は必要ないのではないかと。</p> <p>学校教育課長 原則、1歳6か月までだが、本人からの請求があつて必要と認められる場合は2歳までとなることから、敢えてそれぞれ記載している。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育課長 本件は、埼玉県において、「県立学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱」が制定されたことに伴い、ハラスメント全般について見直した結果、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応をするために必要な事項を制定するものである。</p> <p>なお、行田市立小・中学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱(平成16年10月15日教育長決裁)は、本要綱に盛り込んだ為廃止した。</p> <p>この要綱は、第1条の規定のとおり、職員、児童生徒その他関係者の利益の保護を図るとともに、職員の十分な職務能率の発揮及び公務の円滑な運営を確保し、働きやすい良好な勤務環境づくりを促進することを目的としている。</p> <p>岸田委員 前から同様の要綱があつたと思うが、その点について説明してもらいたい。</p> <p>学校教育課長 平成16年に制定、施行した行田市立小・中学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱があつたが、今</p>
--	---	---

	<p>回の要綱の第2条のとおり、セクシャル・ハラスメントも含めて他のハラスメントについても規定している。</p> <p>増田委員 「セクシュアル」の表記について、要綱では「セクシュアル」とあるが、「セクシャル」とどちらが正しいのか。</p> <p>学校教育課長 県の要綱等を参考にしたい。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p>
<p>議案第24号 行田市社会教育指導員の委 嘱について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>ひとつくり支援課長 本案は、行田市社会教育指導員である関口博文氏及び田村隆信氏の任期が、本年3月31日をもって満了となることから、両氏を再任したく、諮るものである。 任期は、行田市社会教育指導員設置規則第5条第1項の規定により、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とする。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p>
<p>議案第25号 行田市同和对策集会所指導 員の委嘱について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>ひとつくり支援課長 本案は、行田市同和对策集会所指導員である関根勇氏及び橋本征治氏の任期が、本年3月31日をもって満了となることから、両氏を再任したく、諮るものである。 任期は、行田市同和对策集会所指導員設置規則第5条第1項の規定により、平成30年4月1日から平成31年3月31日</p>

<p>議案第26号 行田市放課後子ども教室コーディネーターの委嘱について</p>	<p>までの1年間とする。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>ひとつくり支援課長</p> <p>本案は、平成30年4月1日施行の「行田市放課後子ども教室事業実施要綱」第9条第2項により、放課後子ども教室実施校6校に1名ずつ計6名のコーディネーターを配するために諮るものである。</p> <p>なお、案の表中、No.2から4までの3氏については、これまでも各実施校にてコーディネーターを務めていただいているが、新たな要綱の制定に伴い、委嘱となることから、新任としている。</p> <p>任期は、事業年度と合わせ、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とする。</p> <p>増田委員 放課後子ども教室コーディネーターの具体的な職務内容を教えてほしい。</p> <p>ひとつくり支援課長 職務内容は、設置要綱の第9条に定めてあり、放課後子ども教室の実施校及び教育委員会との連絡調整、スタッフへの指導及び連絡調整、子どもたちの活動に対する指導及び支援、放課後子ども教室の実施に関し総括的な業務が役割となっている。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p>
<p>議案第27号 行田市スポーツ推進委員の</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p>

<p>委嘱について</p>	<p>スポーツ振興課長</p> <p>スポーツ推進委員は、本市におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、スポーツ基本法において位置付けられている「非常勤特別職」で、その委嘱にあたり、「社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から委嘱する」ものとされている。</p> <p>現在は、このような条件を満たし、各地区体育協会から推薦をいただいた35名のスポーツ推進委員により活動をしているが、この委員の任期が、平成30年3月31日をもって満了となることから、改めて各地区体育協会から推薦書の提出をいただいた次期スポーツ推進委員候補者31名の委嘱について諮るものである。</p> <p>このたび推薦があったのは、表記載のと通りの31名で、男性が27名、女性が4名という委員構成となっており、31名中、30名の方が再任、1名の方が新任である。</p> <p>新任の菅野郁子氏は、太井地区体育協会からの推薦で、スポーツに関する深い関心を持ち、地区体育祭やスポーツ教室等、体協主催の行事に積極的に参加するなど、地域のスポーツ振興に対しご尽力をいただいている方である。</p> <p>スポーツ推進委員の定数は、行田市スポーツ推進委員規則第3条において、「37名以内」と規定されている。現在のところ、次期委員数も定数までには若干余裕あり、定数確保に向け、各地区体育協会などを通じて随時、働きかけていく。</p> <p>委員の任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間とする。</p>
<p>議案第14号 行田市教育委員会所管人事 について</p>	<p>教育長</p> <p>何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>これより非公開とする。</p> <p>(非公開)</p> <p>【全委員承認】</p>

